

経済産業省における中期目標等

【独立行政法人日本貿易保険】

勧告の方向性	中期目標（抜粋）
<p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の主要な事務及び事業についてみると、我が国企業の経済活動の国際展開等が複雑化しており、個々の利用者の貿易保険に対するニーズも一層多様化している状況にある。こうした状況に的確に対応するため、質の高いサービスの提供を図るとともに、民間にできることは民間にゆだねるとの観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。</p> <p>第1 貿易保険業務への民間参入の円滑化等</p> <p>日本貿易保険が事実上独占的に行っている貿易保険事業については、近年の金融技術の進展等により、現在貿易保険事業が対象としているリスクのすべてを民間保険会社が引き受けられないという状況ではなくなりつつあり、また、欧州諸国では貿易保険事業の一部を民間保険会社が担っている例もみられる。</p> <p>したがって、このような貿易保険事業を取り巻く環境の変化に的確に対応し、利用者のニーズを踏まえた保険商品の多様化や質の向上を一層進めるため、貿易保険商品の見直しを行うとともに、例えば、先進国向け・短期等のリスクの小さい分野について</p>	<p>（前文） （略）</p> <p>他方、昨今の金融技術の進展、リスク・ヘッジ手法の多様化等の環境変化により、欧米諸国では貿易保険事業の一部を民間保険会社が担っている例もみられている。今後、我が国においても、諸外国と同様に、従来の貿易保険の概念に含まれる分野であるとしても、民間保険会社が同種の保険を実施し、保険商品やサービスの多様化が図られ、我が国企業に便益がもたらされることが期待されている。これまで国が貿易保険事業を独占的に実施してきたという事実上の規制を撤廃したところであるが、今後、民間保険会社の参入の円滑化が図られるよう所要の環境整備を行うことも求められている。また、「民間でできることは民間に委ねる」との観点から、日本貿易保険は、国として真に実施すべき事業を行うこととし、さらに、今後の民間参入の進展に伴い、将来的に、特定の分野において民間保険会社によって質・量の両面でサービスが十分かつ安定的に提供される見通しが明確になれば、それを民間に委ねることとする。</p> <p>中期目標の期間は、4年間とする。</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>日本貿易保険は、貿易保険事業を取り巻く環境変化に的確に対応し、利用者のニーズの変化を踏まえた保険商品の多様化やサービスの質の向上を図るための</p>

勧告の方向性	中期目標（抜粋）
<p>は民間保険会社の参入の円滑化を図ることとし、次期中期目標期間においては、以下に掲げるような措置を講ずるものとする。</p> <p>① 民間保険会社に対する、貿易保険における保険種別の収支状況や海外のバイヤー等に関する情報、日本貿易保険が有する貿易保険業務のノウハウ等の提供</p> <p>② 貿易保険事業に民間保険会社が参入することにより、特定の分野において民間保険会社によるサービスが十分かつ安定的に提供される見通しが明確になった段階で、日本貿易保険が提供する事業の一部を民間にゆだねる</p>	<p>商品性の見直しを行いつつ、国が政策上の観点から重点的に取り組むべき分野について、一層戦略的かつ重点的に対応していくことが求められる。また、この際、民間保険会社の参入の円滑化が図られ、利用者が保険商品やサービスを柔軟に選択できるような環境整備を行うとの視点にも留意しながら取り組むことも期待される。</p> <p>(5) 民間保険会社による参入の円滑化 日本貿易保険は、民間保険会社の参入により我が国企業のニーズに対応した商品やサービスの多様化が図られるよう、民間参入の円滑化のための環境整備に努めること。</p> <p>① 利用者の選択肢の拡大のための商品の柔軟性向上 組合包括保険制度については、前述のとおり、日本貿易保険において抜本的な見直しに着手しているが、個々の利用者がその取引実態に応じて民間保険会社の提供する保険商品を選択して利用することが可能となるよう、可能な限り早期に検討を進めること。</p> <p>② 民間保険会社に対する情報・ノウハウの提供・共有 民間保険会社の一部から、貿易保険の保険種別の引受方針や収支状況等の業務実績、海外のバイヤーやカントリーに係る情報・ノウハウを提供してほしいとの要望が提起されていることを踏まえ、日本貿易保険は、公表資料やホームページ等を通じた情報公開に加え、個々の利用者との関係で問題とならない範囲において、民間保険会社への業務委託等を通じて情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう努めること。</p> <p>(前文) また、「民間でできることは民間に委ねる」との観点から、日本貿易保険は、国として真に実施すべき事業を行うこととし、さらに、今後の民間参入の進展に伴い、将来的に、特定の分野において民間保険会社によって質・量の両面でサービスが十分かつ安定的に提供される見通しが明確になれば、それを民間に委ねることとする。[再掲]</p>

勧告の方向性	中期目標（抜粋）
<p>② 次期情報システムの平成 18 年中の稼働に向けた効率的な開発及び円滑な導入</p>	<p>費用対効果を十分検討する等によりコスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努めること。</p> <p>① 日本貿易保険の業務運営に際しては、全ての支出の要否の検討、廉価な調達等に努めることにより、効率化を図ること。特に、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む）については、段階的に削減し、中期目標期間の最終年度（平成 20 年度）において、第一期中期目標期間の最終年度（平成 16 年度）の実績と比較して 10%を上回る削減を達成すること。</p> <p>（注）</p> <p>1) 次期システム開発関連経費及び中期目標の実現のために新規に追加・拡充される経費は、上記の効率化指標となる業務費の算出からは除く。</p> <p>2) 第一期中期目標において使用した人件費率や業務費率といった保険料収入に対する比率は、今後の民間参入の進展や組合包括保険制度の見直しも伴って、日本貿易保険の保険料収入に大幅な変動があり得ると想定されることから、評価の際の指標とすることは適切ではないと判断し、第二期中期目標においては、これらの絶対値（人件費、業務費）を指標として採用する。</p> <p>② 日本貿易保険は、民間機能の一層の活用を通じて業務運営の効率化に積極的に取り組むこと。特に、既に民間委託を導入している一部の保険商品の販売・斡旋業務については、引き続き、金融機関等との連携のあり方を検討しつつ、民間委託の範囲の拡大を図ること。</p> <p>（2）次期システムの効率的な開発及び円滑な運用</p> <p>情報システムの最適化を実施するため、第一期中期目標期間中に着手した次期システム開発については、平成 18 年の稼働開始に向けて効率的な開発を継続すること。また、現行システムからの円滑な移行、稼働後のシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、利用者に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化を実現すること（新商品の開発・販売に加え、国の再保険や債権管理業務への円滑な対応を含む）。その際の指標として、次期システム導入の具体的な効果を示す他、次期システムの保守費用が現行システムの保守費用を下回るように努めること。</p>

独立行政法人日本貿易保険 第2期中期目標・中期計画対照表

中期目標	中期計画
<p>我が国の貿易保険制度は、昭和25年の制度発足以来、外国貿易や海外投資等の対外取引において、通常の保険では救済することができない危険を保険し、貿易立国たる我が国経済の発展、我が国企業の経済活動の国際展開等に多大の貢献を果たしてきた。こうした中で、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、国の通商政策と連携した高い国際性を有し、リスクに対する高度かつ専門的な考察や質の高いサービスの迅速な提供が可能で、かつ、そのような事業を効率的かつ効果的に行える組織により業務運営していくことが強く望まれるとの期待のもとに設立されたものである。</p> <p>貿易保険に対する社会の期待は引き続き高い状況にある。企業の多国籍化、企業活動のボーダレス化が一層進展する中で、拡大する対外取引には依然として各種のリスクが内在し、さらには、対外取引の形態が複雑化しており、個々の企業の貿易保険に対するニーズも一層多様化している。また、テロや自然災害に係るリスクも顕在化してきているところであり、貿易保険がてん補すべきリスクの性質は一層多様かつ複雑なものとなっている。また、我が国企業の国際競争力の確保を図ることは通商・産業政策上の重要な政策課題であり、対外取引を行う我が国企業が厳しい国際競争に直面する中で、引き続き貿易保険が不可欠な事業基盤として重要であることは変わらない。</p> <p>他方、昨今の金融技術の進展、リスク・ヘッジ手法の多様化等の環境変化により、欧米諸国では貿易保険事業の一部を民間保険会社が担っている例もみられている。今後、我が国においても、諸外国と同様に、従来の貿易保険の概念に含まれる分野であるとしても、民間保険会社が同種の保険を実施し、保険商品やサービスの多様化が図られ、我が国企業に便益がもたらされることが期待されている。これまで国が貿易保険事業を独占的に実施してきたという事実上の規制を撤廃したところであるが、今後、民間保険会社の参入の円滑化が図られるよう所要の環境整備を行うことも求められている。また、「民間でできることは民間に委ねる」との観点から、日本貿易保険は、国として真に実施すべき事業を行うこととし、さらに、今後の民間参入の進展に伴い、将来的に、特定の分野において民間保険会社によって質・量の両面でサービスが十分かつ安定的に提供される見通しが明確になれば、それを民間に委ねることとする。</p> <p>以上のことを踏まえ、日本貿易保険の中期目標は、以下のとおりとする。</p>	

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの4年間とする。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

日本貿易保険は、貿易保険事業を取り巻く環境変化に的確に対応し、利用者のニーズの変化を踏まえた保険商品の多様化やサービスの質の向上を図るための商品性の見直しを行いつつ、国が政策上の観点から重点的に取り組むべき分野について、一層戦略的かつ重点的に対応していくことが求められる。また、この際、民間保険会社の参入の円滑化が図られ、利用者が保険商品やサービスを柔軟に選択できるような環境整備を行うとの視点にも留意しながら取り組むことも期待される。

(1) 商品性の改善

国境を超えた多国間での企業間競争が激化する中で、我が国企業の国際競争力を確保するよう、利用者のニーズの変化に的確に対応した保険商品を提供するよう努めること。

① 組合包括保険制度の抜本的見直し

近年の我が国企業の対外取引形態の複雑化に対応し、個々の企業の貿易保険に対するニーズも多様化していることを踏まえ、日本貿易保険においては、保険料率や商品性の見直し、新商品の開発を含め、組合包括保険制度の抜本的な見直しに着手しているところであるが、可能な限り早期に検討を進め、組合員企業の付保選択制の導入や保険料体系の全般的な変更も含め、見直し内容の枠組について平成17年度中を目途に策定し、利用者のニーズを十分踏まえて遅くとも平成18年度中に具体的な見直しを行うこと。

② 海外投資保険その他現行保険商品の見直し

利用者のニーズに対応するとともに、諸外国において提供される貿易保険サービスの内容も参考とし、現在提供している貿易保険サービスの商品性の改善に不断に取り組むとともに、新商品の開発・提供を行うこと。なお、その具体的な見直し内容や時期については、年度計画において定めること。

例えば、中堅・中小企業の輸出促進に資するため、そのビジネス実態に対応した利便性の高

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

お客様のニーズ変化に的確に対応した質の高いサービスを、国の通商・産業政策とも連携しつつ、より幅広い層に、迅速に提供していくことが最重要の課題であると強く認識し、下記の通り、積極的な対応を行ってまいります。

(1) 商品性の改善

我が国企業の国際競争力確保の観点から、お客様のご要望や通商・産業政策上の要請を積極的に汲み取り、諸外国と比較して遜色のない質の高いサービスを提供できるよう、商品の改善・開発に努めます。

① 組合包括保険制度の抜本的見直し

現在の組合包括保険制度については、対外取引形態の変化や我が国企業の国際競争力強化等の観点を十分に踏まえて、保険料率体系の見直しや組合員のお客様への付保選択制の導入、商品性の改善など、制度の抜本的な見直しの検討に可能な限り早期に着手します。

このため、内部の検討体制を充実させると共に、国内外の支店等も活用しながら、お客様のニーズや海外における制度について調査を行い、平成17年度中を目途として、NEXI としての見直し案を策定します。

策定した見直し内容については、現在制度をご利用いただいているお客様との調整を十分に行う等した上で、遅くとも平成18年度中には具体的に見直しを行います。

② 現行保険商品の見直し

貿易保険商品について、その商品性の改善に不断に取り組んでまいります。そのため、お客様からのご要望の聴取や、対外取引形態の変化、海外輸出信用機関の提供する商品等に関する調査を定期的に行い、商品見直しの必要性を検討してまいります。具体的には、与信条件の見直しや、付保対象となる契約形態の範囲拡大、引受リスク細分化の検討など、現行商品の使い勝手を向上させるほか、必要に応じて新商品の開発を行い、引き受けリスクの質的拡大を図り

い商品を平成17年度中に提供すること。

(2) サービスの向上

日本貿易保険は、現在行っている業務について、利用者の視点に立ち、以下のサービスの向上に一層努めること。

① 利用者の負担軽減

引受申請等に係る諸手続や提出書類の合理化、次期システム導入に伴う手続のオンライン化や、ルール運用の明確化等を推進すること。また、海外貿易保険機関等との連携を通じたワンストップ化等を進めることにより、利用者の手続面での負担の軽減を図ること。

② 意思決定・業務処理の迅速化

意思決定及び業務処理の方法について改善を行うことにより、引受審査、保険金査定、債権回収等の各業務について処理の迅速化を図ること。なお、その際の目安として、下記の基準を満たすよう努めること。

- ・ 信用リスク（注1）に係る保険金の査定期間を60日以下とする。
- ・ 保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期 Non-L/G 信用案件（注2）については5営業日以内）に回答する。
- ・ 提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡する。
- ・ 提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡する。
- ・ 具体的な案件に係る利用者からの制度面の照会には5営業日以内に回答する。
- ・ 政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続きを的確に行う。

（注）

1) 「信用リスク」とは、一般的に、保険の目的となる契約の相手方の破産や債務の履行遅滞による損失発生の危険性を指す。

ます。なお、その内容や時期については、年度計画において定めてまいります。

これまで利用実績の少ない中堅・中小企業に対しては、そのビジネス実態に対応して、保険申し込み等の手続が簡素で、ご利用いただきやすい新商品を平成17年度中に提供し、積極的なサポートを行います。

(2) サービスの向上

常にお客様の視点に立って、サービスの改善・向上に努力し、お客様との信頼関係の構築に努めます。

① お客様の負担軽減

保険引受申請や査定など、お客様に願う諸手続について、その必要性を検証し、プロセスや必要提出書類の簡素化・合理化を可能な限り進めると共に、わかりにくいルール運用については明確化を行い、お客様の負担を軽減します。目標期間中に移動する次期システムにおいては、お客様が手続・情報提供をオンラインで行えるように措置します。

また、海外輸出信用機関との再保険協定締結を推進し、再保険ネットワークを拡充することにより、複数国にまたがって国際共同事業を展開するお客様の保険手続を手続きワンストップ化することを可能にし、お客様の手続面での負担の軽減を図ります。

② 意思決定・業務処理の迅速化

保険業務運営に係る知見を集約したナレッジシステムを構築し、その内容について組織内での共有を徹底するとともに、業務実態に即した現在の組織体制の見直し等を不断に行い、意思決定・業務処理を迅速化します。

その際、下記の基準を厳守し、お客様との信頼関係の確立に努めるとともに、一層の迅速化に努めます。

- ・ 信用リスクに係る保険金の査定期間を60日以下とする。
- ・ 保険料の算出を迅速化するために必要な簡素化を行った上で、試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期 Non-L/G 信用案件については5営業日以内）に回答する。
- ・ 提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡する。
- ・ 提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡する。
- ・ 具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会には5営業日以内に回答する。
- ・ 政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続きを的確に行う。

2)「中長期 Non-L/G 信用案件」とは、信用供与期間が2年以上で、政府保証等がつかず、かつ、信用リスクをてん補している案件。

③業務運営の透明化とコンプライアンスの徹底

利用者を含め国民に対して業務内容や組織・業務運営の状況を明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するべく、情報公開を積極的に行うこと。

また、コンプライアンス、情報管理の徹底等に努めること。

④上記のほか、利用者の意見を常に聴取し、サービスの向上に努めること。

(3) 利用者のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備

日本貿易保険は、利用者のニーズを的確に把握して保険商品に反映させるとともに、リスク分析・評価の高度化を図るための体制整備に努めること。

①広報・普及活動とニーズの把握・反映

保険商品に関する広報・普及活動を積極的に展開し、これまで貿易保険サービスを利用したことがない中堅・中小企業等の潜在的な利用者のニーズを的確に把握・反映すること。

②リスク分析・評価の高度化のための体制整備

リスク審査手法の高度化や与信枠設定等のリスク管理手法の整備等を通じて、リスクの分析・評価の体制を一層整備するとともに、リスク評価に見合った保険料率の設定に努めることにより、より高度かつ複雑なリスク審査を必要とする案件の引受を的確に行うことができるようにすること。

③ 業務運営の透明化とコンプライアンスの徹底

ホームページや各種広報媒体を通じて、業務内容や組織・業務運営の状況をお客様を含めた国民の皆様に対して明らかにするなど、情報公開を自ら積極的に行い、事業の公正かつ透明な実施を確保します。

また、内部の業務管理体制を強化し、法令の遵守（コンプライアンス）、情報管理の徹底等に努めるほか、常に社会責任を自覚し、外部環境に配慮した組織運営を行います。

④上記のほか、お客様憲章の徹底、お客様の意見聴取・ニーズの把握を常に行い、お客様との信頼関係を確立するとともに、お客様にとってより利便性が高く多様なサービスを提供できる体制を整えます。

(3) お客様のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備

お客様のニーズを的確に把握して保険商品に反映させるとともに、リスク分析・評価の高度化を図るための体制整備に努めます。

① 広報・普及活動とニーズの把握・反映のための体制整備

現在の保険商品に関する広報・普及体制を充実させ、潜在的なお客様の発掘を積極的に展開します。

具体的には、ホームページやパンフレット等での広報活動に加えて、本店・支店の職員が貿易保険を利用されたことのないお客様への商品のご紹介を積極的に行い、新たな顧客基盤の獲得に努めます。また、こうしたお客様にアクセス可能な内外の関係諸機関との連携を強化し、効率的な普及活動を行います。

その際、新たなお客様のビジネス実態を踏まえて、お客様のニーズに応じた商品性の改善・新商品の開発を行い、保険制度の一層の普及につなげます。

② リスク分析・評価の高度化のための体制整備

高度かつ複雑なリスク審査が必要とされる案件の引受が増大傾向にあることに鑑み、現在の案件のリスク審査手法や、パイヤーの与信管理・国別与信枠の設定などのリスク管理手法をより精緻化し、リスク引受能力の強化を図ります。

また、引受リスクに見合った保険料率の設定を行います。

その際の指標としては、中長期Non-L/G信用案件等の高度かつ複雑なリスク審査を必要とする案件の引受状況も参照しつつ（註）、リスクの分析・評価の精緻化のための具体的な取組状況等を評価する。

また、当該案件の保険事故があった場合には、その要因を検証するとともに、必要な場合には、分析・評価体制の見直しを迅速に行うこと。

（註）中長期Non-L/G信用案件は、近年、途上国において政府保証の発出が減少していることを踏まえ、我が国企業からの引受ニーズが増加しつつあるところ、当該案件の引受件数や保険料収入の全体に占める割合は、日本貿易保険において、高度かつ複雑なリスク審査を行う必要性がどの程度増加し、対応が図られているかを示すもの。

③専門能力の向上

上記を含め、利用者のニーズに対応して質の高いサービスを提供するための体制整備を図るため、日本貿易保険は、非公務員型独立行政法人として制度的自由度が一層高い組織形態を採用していることを踏まえ、専門能力を有する人材の登用や能力開発を通じ、リスク分析、貿易実務、国際金融ビジネス等に関する職員の高度な専門的知見を涵養すること。また、専門性の高い職員を定着させ、その能力を最大限引き出せるよう魅力ある就業環境を形成すること。

（4）重点的政策分野への戦略化・重点化

日本貿易保険は、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等との密接な連携に努めること。中でも以下に掲げるような政府として重点的に取り組むべき分野について一層戦略化・重点化しつつ、引受リスクの質的及び量的な拡大を図ること（その際の指標として、商品性の改善や引受リスクの内容等の制度面での取組に加え、その利用状況や当該分野の保険料収入及びその全体に占める割合などを使用する。）。

こうした重点分野は、毎年度計画策定前に経済産業大臣が日本貿易保険に対して提示する場合にはそれを踏まえるとともに、日本貿易保険が行う国別引受方針の見直しにおいては、国の政策と一致させるよう努めること。

大型の保険金支払が生じた場合については、商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、その事故原因について、査定回収を含めた各担当者が共同で十分な検討を行います。これを踏まえて、審査・リスク管理、査定回収および保険引受条件等のあり方について見直しを実施するほか、必要に応じた態勢整備を実施します。

③ 専門能力の向上

対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門化集団となるよう組織全体の能力向上に努めます。

具体的には、非公務員型独立行政法人として制度的自由度が一層高い組織形態を採用していることを踏まえ、リスク分析、貿易実務、国際金融ビジネス、企業財務等に関する専門知識を有する人材の採用を進めるほか、プロパー職員の定着、十分な職員研修等を実施し、高度な専門性と実践能力の獲得に努めます。

また、職員の能力を最大限引き出せるよう、効率的な目標管理・人事考課制度を整備します。

その他、審査・情報収集能力や回収能力等を強化するため、日本政府をはじめとする国内外の関係諸機関との有機的な連携体制を整え、本邦企業による対外取引をより多面的かつ効果的にバックアップします。

（4）重点的政策分野への戦略化・重点化

我が国対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、中期目標に示されている政策課題の達成に率先してとりくみ、その達成に向けて当該分野の引受リスクの質的および量的な拡大を図ります。

このため、以下に例示するア)からカ)をはじめとした政策課題について、年度毎に政策当局との間で十分な意見交換を行い、政策上の具体的要請を把握した上で、各年度計画に必要な制度上の具体的対応策を盛り込み、着実に実行に移します。

また、当該分野の引受リスク拡大に向けた商品・制度の普及に努め、政策の実現に貢献します。国別引受方針の見直しについては、国毎のリスクを踏まえつつ、国の政策と一致させるよう努めま

ア) カントリー・リスクの高い国への対外取引の円滑化

イラク復興支援など国の通商政策上の重点的な取組に一致するよう、日本貿易保険は、適正かつ効率的な事業に支障が生じない範囲で、カントリー・リスクの高い国への我が国企業の対外取引におけるリスクを引受けるよう努めること。その際、海外諸国の貿易保険制度を通じた政策的支援を受ける外国企業に対し、我が国企業が競争力を確保できるようにするととの視点を踏まえること。

イ) 経済連携強化に向けた取組

我が国企業のグローバルな経済活動の拡大や多様化が進展する中、我が国との経済・産業上の結びつきも深い東アジアなどに対して、より戦略的に経済関係を構築することが求められている。このため、日本貿易保険は、我が国と東アジア諸国等との間の経済連携強化に向けた取組に資する観点から、てん補リスクの拡大に努めること。その際、当該国の貿易保険機関等との連携の強化にも努めること。

また、既に海外進出日系企業への対応として取り組んでいる貿易保険機関との再保険制度を通じた第三国取引に対する保険引受や、現地通貨建ての社債発行等資金調達に係る保険引受について、一層の商品性の改善や広報・普及に努めること。

ウ) 中堅・中小企業の国際展開への支援

我が国企業、特に中堅・中小企業による輸出取引や投資等の国際展開を支援するため、日本貿易保険は、そのニーズに対応し、情報技術の活用を含め諸手続の一層の簡素化等を内容とする新商品の開発や、様々なチャンネルを利用した広報・普及に努めること。

エ) 資源・エネルギーの安定供給確保に向けた取組の強化

世界規模の需要の増加等を主因として、原材料資源やエネルギーの価格が国際的に上昇し、将来的な需給逼迫の懸念も見込まれる中で、中長期的な安定供給確保策の強化が課題となっている。このため、日本貿易保険は、我が国企業による海外資源開発や周辺インフラ整備等への積極

す。

ア) カントリー・リスクの高い国への対外取引の円滑化

国際競争力強化の観点から、カントリーリスクの高い発展途上国におけるお客様の事業活動をサポートするため、これらの国向けのリスク引受を積極的に行います。

その際、我が国の通商・産業政策の一環を担う公的機関として、政府と密接に連携し、引受リスク拡大を通じてイラク復興支援など国の重要な政策のサポートを行ってまいります。なお、上記の取り組みにあたっては、適正かつ効率的な事業運営に支障が生じないよう、適切なリスク審査を行います。

イ) 経済連携強化に向けた取組

我が国との経済・産業上の結びつきが強い東アジア諸国等、経済連携強化を図るべき国や地域について、貿易保険の引受拡大を通じ、より一層効果的な経済連携が図られるよう積極的な支援を行います。

具体的には、再保険協定の締結等の相手国側の輸出信用機関との連携、相手国内に進出した日系企業が現地通貨建てで社債を発行する際の保険の提供等を行うほか、海外投資保険をはじめとした既存商品の商品性改善、関係機関と連携した広報・普及活動に努め、お客様の取引・海外展開をより効果的に支援してまいります。

ウ) 中堅・中小企業の国際展開への支援

これまで保険のご利用実績が小さかった中堅・中小企業のお客様にとって、外国における市場開拓がスムーズとなるよう、貿易保険引受を通じた積極的なサポートを行います。

具体的には、現行の保険商品に比べて保険申込手続等を簡素化するなど、中堅・中小企業のお客様のご要望を踏まえたご利用頂きやすい新たな商品を開発・提供します。

また、こうしたお客様に上記の新商品をはじめとする貿易保険商品をご利用いただく機会が増えるよう、関係諸機関とも連携して、普及・広報の取り組みを強化します。

エ) 資源・エネルギーの安定供給確保に向けた取組の強化

我が国の原材料・エネルギー資源の中長期的な安定確保に貢献できるよう、お客様の海外での資源開発やインフラ整備等への取り組みを積極的にサポートします。

具体的には、これらの取り組みに係るリスクの引受を拡大するため、資源・エネルギー案件に

的な取組を支援するためにも、商品性の改善や引受リスクの拡大に努めること。

オ) 環境社会への配慮

グローバルな環境問題への対応や企業の社会的責任への意識の高まりを背景に、社会経済全体の環境社会への配慮に対する取組の一層の強化が求められている。日本貿易保険は、OECD合意に基づく環境社会配慮ガイドラインによる的確な審査を行うことはもとより、今後多様化する地球環境問題への対応について積極的に検討を進めること。

カ) サービス分野その他の分野

サービス分野等新たな国際展開が期待される分野への対応その他の重点的な政策分野について、日本貿易保険においても、我が国企業のニーズに対応し、商品性の改善等について検討し、第一期中期目標期間中に開発・提供を開始している知的財産権等ライセンス保険に引き続き、積極的に取り組むこと。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

日本貿易保険は、民間保険会社の参入により我が国企業のニーズに対応した商品やサービスの多様化が図られるよう、民間参入の円滑化のための環境整備に努めること。

① 利用者の選択肢の拡大のための商品の柔軟性向上

組合包括保険制度については、前述のとおり、日本貿易保険において抜本的な見直しに着手しているが、個々の利用者がその取引実態に応じて民間保険会社の提供する保険商品を選択して利用することが可能となるよう、可能な限り早期に検討を進めること。

② 民間保険会社に対する情報・ノウハウの提供・共有

民間保険会社の一部から、貿易保険の保険種別の引受方針や収支状況等の業務実績、海外のバイヤーやカントリーに係る情報・ノウハウを提供してほしいとの要望が提起されていることを踏まえ、日本貿易保険は、公表資料やホームページ等を通じた情報公開に加え、個々の利用者との

対して積極的な対応を行うとともに、取引実態を踏まえた商品性の改善等を検討します。

オ) 環境社会への配慮

グローバルな環境問題への意識の高まりを踏まえ、公的輸出信用機関としての社会的責任を果たすため、当該分野への対応を強化してまいります。

具体的には、現行の環境社会配慮ガイドラインによる審査を的確に行うとともに、OECDにおける環境共通アプローチについての議論等を踏まえ、適切な審査を担保する態勢を整備します。

その他、政府とも密接に連携しながら、貿易保険を用いた環境問題への対応について検討し、ニーズを踏まえた商品性の改善等を行ってまいります。

カ) サービス分野その他の分野

サービス分野など、今後海外への事業活動展開が一層進展することが期待される通商・産業政策上の重点分野でありながら、これまで貿易保険商品のご利用実績が大きくなかった産業部門については、政府と連携してその実態等をフォローし、より効果的な活動支援が可能となるよう商品性の改善等を検討します。

その他、環境社会への配慮をはじめとするお客様や国民の皆様からの要請の大きいテーマに自らが率先して取り組み、公的機関としての社会的責任を果たすよう努力します。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

民間参入の円滑化の為の環境整備に努めます。具体的には、第二期中期目標期間中に行う商品性の改善等の取り組みにおいては、お客様が民間保険会社を選択することも可能となるよう配慮します。

① お客様の選択肢の拡大のための商品の柔軟性向上

個々のお客様が民間保険会社が提供する保険商品を利用することが可能となるよう、組合包括制度の見直しにおいて組合員のお客様の付保選択制を導入します。

② 日本貿易保険の情報・ノウハウの民間保険会社への提供・共有

パンフレットやホームページ等の各種公表資料を通じた情報公開を行うことに加えて、個々のお客様との関係で問題とならない範囲において、民間保険会社への業務委託などを通じて、貿易保険商品に関する情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう配慮します。

関係で問題とならない範囲において、民間保険会社への業務委託等を通じて情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう努めること。

3. 業務運営の効率化に関する事項

第一期中期目標期間中に取り組んだ業務運営の効率化を一層推進すべく、さらなるコスト意識の徹底、業務処理の合理化に努めるとともに、次期システム開発の効果を最大限発揮させることにより、効率的かつ安定的な事業基盤を確立することが必要である。

(1) 業務運営の効率化

日本貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、利用者から支払われる保険料等を収入原資として運営しているものであるが、支出にあたっては、費用対効果を十分検討する等によりコスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努めること。

①日本貿易保険の業務運営に際しては、全ての支出の要否の検討、廉価な調達等に努めることにより、効率化を図ること。特に、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む）については、段階的に削減し、中期目標期間の最終年度（平成20年度）において、第一期中期目標期間の最終年度（平成16年度）の実績と比較して10%を上回る削減を達成すること。

（注）

- 1) 次期システム開発関連経費及び中期目標の実現のために新規に追加・拡充される経費は、上記の効率化指標となる業務費の算出からは除く。
- 2) 第一期中期目標において使用した人件費率や業務費率といった保険料収入に対する比率は、今後の民間参入の進展や組合包括保険制度の見直しも伴って、日本貿易保険の保険料収入に大幅な変動があり得ると想定されることから、評価の際の指標とすることは適切ではないと判断し、第二期中期目標においては、これらの絶対値（人件費、業務費）を指標として採用する。

2. 業務運営の効率化に関する事項

設立後の第一期中期目標期間中においては効率的な業務運営基盤を確立すべく努めてきましたが、この体制を維持・強化し、一層の業務運営効率化を推進するため、職員のコスト意識を徹底するとともに、業務処理の合理化に努めます。

また、本目標期間中には次期貿易保険システム（新システム）を全面稼働させ、保険業務の迅速化・合理化を図る予定であり、その効果を最大限発揮させるべく、引き続き着実な開発に努めてまいります。加えて、新システムの保守・改造についても効率化を図ります。

(1) 業務運営の効率化

費用支出にあたっては、その費用対効果を十分検討する等、コスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努めます。

①中期目標に従い、リスク分析・評価の高度化や広報・普及活動など、中期目標の着実な達成のために必要な体制整備を行います。他方、各業務プロセスの合理化や担当職員の能力の向上、外部委託の適切な活用に取り組み、一層の業務効率の向上を図るとともに、組織編成・人員配置が業務量の負担に対応した適切なものとなるよう常に注視し、必要に応じた見直しを行います。

また、人件費を含めたすべての費用について、当該支出の要否の検討、廉価な調達等に努め、業務費全体の効率的な利用に努めることにより、効率化を図ります。特に、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む）については、段階的に削減し、中期目標期間の最終年度（平成20年度）において、第一期中期目標期間の最終年度（平成16年度）の実績と比較して10%を上回る削減を達成します。

②日本貿易保険は、民間機能の一層の活用を通じて業務運営の効率化に積極的に取り組むこと。特に、既に民間委託を導入している一部の保険商品の販売・斡旋業務については、引き続き、金融機関等との連携のあり方を検討しつつ、民間委託の範囲の拡大を図ること。

(2) 次期システムの効率的な開発及び円滑な運用

情報システムの最適化を実施するため、第一期中期目標期間中に着手した次期システム開発については、平成18年の稼働開始に向けて効率的な開発を継続すること。また、現行システムからの円滑な移行、稼働後のシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、利用者に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化を実現すること（新商品の開発・販売に加え、国の再保険や債権管理業務への円滑な対応を含む）。その際の指標として、次期システム導入の具体的な効果を示す他、次期システムの保守費用が現行システムの保守費用を下回るように努めること。

4. 財務内容の改善に関する事項

利用者に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくためには、健全な財務内容の維持が必要不可欠であり、そのための努力を行うことが必要である。

(1) 財務基盤の充実

貿易保険は、世界的な規模の経済危機や戦乱のような予見できない異常事態に係るリスクを引き受けるものであることから、こうした事態に備えて保険金支払いのための財務基盤を充実させることが必要である。このため、日本貿易保険は、貿易保険事業について長期的な収支相償の実現を目指すべく、業務運営の効率化や的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制を図るとともに、保険事故債権の適切な管理や回収の強化等による収入の確保に取り組むこと。

(注)

- 1) 貿易保険事業の特殊性から、単年度ベースでの経常収支相償を常時求めることは困難である。
- 2) 収入確保の一環としての資金運用にあたっては、現時点での財務基盤の状況を踏まえれば、日本貿易保険による迅速な保険金支払能力に支障をきたさないよう、独立行政法人通則法第47条に規定され、かつ元本保証された方法に限定とすること。

②事務及び事業の一部について民間金融機関等への委託を行い、以て業務運営の効率化を図ります。第一期中期目標期間中に開始した民間損害保険会社3社への委託については、委託先・委託範囲の拡大を含めて、金融機関等と連携のあり方について検討を重ね、業務委託内容の拡大を図ります。

(2) 次期システムの効率的な開発及び円滑な運用

情報システムの最適化を実施するため第一期中期目標期間中に着手した次期システム開発については、平成18年の稼働開始に向けて、スケジュール管理を的確に行い、投資効果の最大化を図るよう効率的な開発を継続するよう万全を期します。

現行システムからの円滑な移行、稼働後のシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、お客様に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化（新商品の開発・販売に加え、国の再保険や債権管理業務への円滑な対応を含む）を実現します。

新システムの保守・改造においては、保守費用が現行システムの保守費用を下回るように努めません。

3. 財務内容の改善に関する事項（予算、収支計画及び資金計画）

(1) 財務基盤の充実

お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、健全な財務内容を維持します。具体的には、業務運営の効率化や、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制に努めると共に、保険事故債権の適切な管理および回収の強化を図り、安定的な収入の確保に取り組めます。

- (ア) 予算計画（別添1参照）
- (イ) 収支計画（別添2参照）
- (ウ) 資金計画（別添3参照）

(2) 債権管理・回収の強化

①保険事故債権の適切な管理及び回収の強化を図ることにより安定的な収入の確保に取り組むことは、長期的な収支相償を実現する上での重要な鍵である。このため、日本貿易保険は、債権データの管理を的確に行うことはもとより、国の関係機関と緊密な連携を図るとともに、職員の専門能力の涵養等により、回収能力を強化すること。

非常リスクに係る保険事故債権については、パリクラブ等への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に対して積極的かつ的確な対応を図ること。

信用リスクに係る保険事故債権については、利用者等の協力を得つつ積極的な回収に取り組むこと（その際の目安として、中期目標期間終了時において期間平均回収実績率20%を達成するように努めること（註））。

（註）

回収実績率の目安については、回収の対象となる保険事故債権の内容、債務者の財務状況、債務者の居住国における倒産法制等の外的要因に左右されること、回収努力（返済計画の確定等）から実際の成果が上がるまで一定のタイムラグが生じる場合が多いこと等の諸要素を十分考慮して判断するためにも、期間平均の実績を採用する。また、この期間平均回収実績率を次式により定義する（第一期中期目標期間における回収実績率と異なるもの）。

$$\begin{aligned} \text{期間平均回収実績率} &= \text{期間平均値（各事業年度の回収金額）} \\ &\div \text{期間平均値（回収金を得た案件及び回収不能が確定した案件に係る保険金支払額）} \end{aligned}$$

②また、査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウを商品開発・営業・審査部門にフィードバックするとともに、利用者等や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に努めること。

③保険事故債権の管理においては、その評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行うこと。

(2) 債権管理・回収の強化

①債権データの管理を的確に行うとともに、国の関係機関との緊密な連携や、職員の専門能力の涵養、民間回収専門業者の活用等を行うことにより、回収能力を強化します。

非常リスクに係る保険事故債権については、パリクラブや債務国との間で締結する債務繰延協定への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に対して、積極的かつ的確な対応を行います。

信用リスクに係る保険事故債権については、お客様の協力を得つつ、積極的な回収に取り組みます（その際の目安として、中期目標期間終了時において期間平均の回収実績率20%を達成するように努めます。）

（註）回収実績率の目安については、回収の対象となる保険事故債権の内容、債務者の財務状況、債務者の居住国における倒産法制等の外的要因に左右されること、回収努力（返済計画の確定等）から実際の成果が上がるまで一定のタイムラグが生じる場合が多いこと等の諸要素に鑑み、期間平均の実績を達成目標として回収の強化に努めます。

②商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、具体的案件の査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウをフィードバックし、リスク管理の強化に努めます。また、お客様や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に努めます。

③保険事故債権については、その管理を的確に行うことはもとより、評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行います。

4. 高い専門性を持った人材の育成（人事に関する計画）

(1) 方針

引き続き、民間企業等から高度な専門性を有する職員を採用するとともに、職員に対する研修制度を充実させること、職員の専門性の育成に配慮した人事制度を効率的に運用すること等により、職員の専門性をより高度なものとします。

また、現行の業務処理の改善（例えば、定型業務の処理体制の一元化や管理部門の業務の効率化等）を図ることにより、業務の量・質に対応した、より適正な人員の配慮を行ないます。さらに、目標管理制度に基づく業績評価や業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて、職員が引き続き日本貿易保険においてその専門性を活かしていくことに対してインセンティブを与えるような、魅力ある就業環境の形成に努めます。

(2) 人員に係る指標

期末の管理部門の人員を期初の100%以内とする。

(参考1) 期初の管理部門の人員数 34人

期末の管理部門の人員数の見込み 34人以内

(期初の総人員数 160人)

(参考2) 中期目標の期間中の人件費総額見込み 57億円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者、手当及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(3) 人材の確保及び養成に関する計画

① 人材の確保

常勤職員の一部に、国際金融、国際プラントビジネス、保険業務、財務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用します。また、目標管理制度に基づく業績評価や、業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて魅力ある就業環境を形成し、専門性の高い職員の定着に対するインセンティブの付与に努めます。

② 人材の養成

個々の職員の専門性の育成に配慮した人事制度を構築するとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図ります。

5. 短期借入金の限度額

平成17年度（2005年度） 500億円

平成18年度（2006年度） 500億円

平成19年度（2007年度） 500億円

平成20年度（2008年度） 500億円

6. その他

本計画については、貿易保険はその運営が国際政治経済情勢の変化に的確に対応したものである必要があることから、今後、情勢の変化がある場合には、機動的な対応が可能となるよう適時適切に見直しを行うことがあり得ます。

【別添1】

予算計画
(2005年4月1日から2009年3月31日まで)

(単位・百万円)

区別	計画値
収 入	
業務収入	43,694
正味収入保険料	39,100
正味回収金	823
受取利息	3,771
その他業務収入	0
被出資財産からの回収金	58,993
有価証券の償還	22,500
短期借入金	0
(収入計)	125,187
支 出	
業務支出	48,890
正味支払保険金	5,820
人件費	5,742
国庫納付金	25,000
その他業務支出	12,328
投資支出	6,375
システム開発等	6,300
その他投資支出	75
有価証券の取得	60,000
短期借入金返済	-
その他の支出	356
予算差異	9,566
(支出計)	125,187

【別添2】

収支計画
(2005年4月1日から2009年3月31日まで)

(単位:百万円)

区別	合計
費用の部	
経常費用	41,710
正味支払保険金	5,820
業務費	25,010
その他経常費用	10,880
臨時損失	16,534
計	58,244
収益の部	0
経常収益	40,723
正味収入保険料	39,100
正味回収金	823
その他経常収益	800
財務利益	3,782
臨時利益	47,345
計	91,850
純利益	33,606

【別添3】

資金計画

(2005年4月1日から2009年3月31日まで)

(単位:百万円)

区別	合計
資金支出	
業務活動による支出	48,890
正味支払保険金	5,820
業務費支出	18,070
国庫納付金	25,000
投資活動による支出	66,375
財務活動による支出	356
翌年度への繰越金	98,955
計	214,576
資金収入	
業務活動による収入	39,927
正味収入保険料	39,100
正味回収金	823
受取利息	4
その他業務収入	—
被出資財産からの回収金	58,993
投資活動による収入	22,500
財務活動による収入	3,767
前年度繰越金	89,389
計	214,576